

## 金成萩野団地分譲地

# 分譲地購入についての注意事項

分譲地のご購入を希望される方は、次の事項を遵守のうえ、お申込みください。

### 【申込からお引渡しまで】

#### 申込条件

- 1 自己の住宅を建設するために宅地を必要とされる方
- 2 土地の引渡し後5年以内に住宅を建設し、かつ継続して居住できる方
- 3 契約保証金および売買代金を市の指定する日まで納入できる方
- 4 融資を受けて購入する場合には、確実な融資および返済計画のある方

#### 申込方法

- 1 申込みは所定の「宅地分譲申込書」にご記入し、本人または代理人がお申込みください。申込みに関する一切の権限を代理人に委任する場合は、別紙「委任状」にご記入・実印を捺印のうえ、申込者の「印鑑登録証明書」とあわせてご提出ください。  
お申込みをされた方には「宅地分譲申込書(控え)」等をお渡しします。
- 2 受付時間 平日午前8時30分から午後5時まで
- 3 受付場所 栗原市役所 総務部 管財課 (0228-22-1116)
- 4 提出書類 「宅地分譲申込書」  
「住民票謄本」  
「所得証明書」  
※共有名義の場合、所得証明書は共有者の方の分も必要となります。
- 5 優遇措置(割引)を受けたい方  
次に該当する方は、通常価格より割引します。(1つ該当で10%、最大30%割引)  
 40歳以下の方 10%  
 18歳以下の子どもがいる方 10%  
 市外に住民登録がある方 10%  
優遇措置(割引)を受けたい方は、「宅地分譲申込書」優遇措置希望欄の有に○を記入していただき、上記提出書類のほかに下記書類が必要となります。  
提出書類 「誓約書」  
「市税に滞納がないことの証明(納税証明書)」  
※納税証明は同居予定の方も必要となります。  
「身分証明書(本籍地市町村発行)」

※優遇措置(割引)適用期間は平成29年3月31日(金)申込受理分までとなります。

### 【お申込みについてのご注意】

- ① 決定後の区画の変更及び名義変更は、認めません。
- ② 電話・郵便等によるお申込みは、受け付けません。

## 売買契約締結

- 1 分譲決定者には、分譲決定通知書を送付します。
- 2 市が指定した期日までに売買契約を締結していただきます。
- 3 ご契約時にご持参いただくものは以下のとおりです。
  - ・ 分譲決定通知書
  - ・ 実印及びその印鑑証明書 1 通
  - ・ 収入印紙 (1,000 円)

### 【ご契約についてのご注意】

次のいずれかに該当するときは売買契約が解除され、違約金として売買代金の 10% 相当額をお支払いいただきます。

- ① 売買代金を期限までに納入しないとき。
- ② 売買代金の納入期限前に契約解除の申し出があったとき。
- ③ 契約書の条項に違反したとき。

## 契約保証金の納入

ご購入者には、売買契約を締結した日から 30 日以内に、売買代金の 100 分の 10 (1,000 円未満の端数は切り捨てとする。)に相当する「契約保証金」を市が発行する納入通知書により納入していただきます。

## 所有権移転登記

- 1 売買代金から契約保証金を差引いた後の金額は、契約締結後 60 日以内にお支払いいただきます。
- 2 売買代金の納入が確認できましたら、栗原市において所有権移転登記申請を行います。ただし、登記に要する登録免許税はご購入者のご負担となります。

## 分譲地の引渡し

所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書をお受け取りいただき、お引渡し完了となります。

## その他

- 1 栗原市上水道加入金 54,000 円 (20mm の場合)
- 2 栗原市下水道負担金 200,000 円 (上下水道部下水道課から毎年 11 月にご案内されます。)
- 3 不動産取得税 土地価格の 3% (宮城県から納入通知書が届きます。)
- 4 入居後は、有壁地区の一員となりますので、地区行事、清掃作業等への参加をお願いします。